

日時 : 平成 28 年 11 月 30 日
場所 : 平成 28 年川口市議会 12 月定例会
発言者 : 都市機能庁舎建設特別委員長
宇田川好秀

1 1 月 8 日に開催されました当委員会の審査概要について、順次ご報告申し上げます。

報告事項の 1 「中核市移行に向けた取組み状況について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

中核市移行を目指している平成 3 0 年度の歳入及び歳出に係る財政影響額について、埼玉県から本市に提示された中核市移行に伴う移譲事務の内容をもとに精査を行い、過去の実績や今後の推移、他の中核市の状況を勘案し推計したところ、歳入・歳出ともに約 2 3 億円の増額見込みであるとのこと。

この財政影響額には、法定外移譲事務のうち県が独自に実施している事務を市が単独で実施した場合を想定して積算した負担増の見込み約 5 億 2, 1 0 0 万円も含まれており、その内訳は、歳入が約 1 億 2, 1 0 0 万円の減額、歳出が約 4 億円の増額であるとのこと。

また、法定外移譲事務について県と協議を行なったところ、県から提示された 3 7 9 の法定外移譲事務のうち 3 4 9 の事務については、法定移譲事務との関連や市民サービスの向上の観点から、中核市移行後も市によって継続して実施するものとして回答し、民生行政の 6 事務及び保健衛生行政の 2 4 事務の計 3 0 事務については現在も協議中であるとのこと。

さらに、平成 3 0 年度の保健所開設にあわせて、(仮称)川口市動物管理施設をリサイクルプラザ南ストックヤード敷地の一部に建設する予定であり、施設建設に関する地元説明会を、去る 9 月 1 6 日及び 1 7 日で計 2 回開催したところ、参加者は計 2 0 名であったとのこと。

建設用地には既存施設があるため、施設整備に伴う解体工事について、平成 2 9 年 2 月から 4 月までを解体工事期間とし、本定例会において補正予算議案を上程する予定であるとのことでありました。

以上のような説明に対して、まず、法定外移譲事務のうち県が独自に実施している事務に係る財政影響額の積算方法について問われ、これに対して、移譲について現在協議中の事務も含め、これまでの実績と今後の計画を踏まえ、今後負担が増える見込みのものは最大値で積算しているとのこと

また、平成27年度に中核市に移行した越谷市及び八王子市の決算状況について問われ、これに対して、越谷市は、約3,500万円の歳入超過であり、八王子市は、中核市移行前に保健所を設置していたため、本市と状況は異なるが、余剰金が出たことを確認しているとのこと。

さらに、(仮称)川口市動物管理施設建設に伴う地元説明会の対象者について問われ、これに対して、建設用地近隣の6町会、約3,400世帯を対象に実施したとのこと。

これに関連して、説明会での主な質疑内容について問われ、これに対して、建設用地決定の経緯、施設から生じる動物の鳴き声や臭いに関する質疑が多数であったとのことでありました。

このほか、移譲事務に関する県との協議の進捗状況について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

報告事項の2「UR団地(市街地施設付住宅)の借地契約期間の満了について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

独立行政法人都市再生機構、いわゆるURが、市の所有する土地を全面借用して建設した、栄町、幸町、仲町、並木町、本町、朝日町、北園の7団地が、平成32年以降、順次借地契約期間の満了を迎えるとのこと。

このため、URと平成28年9月に「川口市内に存在する全面借地方式市街地住宅の借地契約の取扱い等に関する確認書」を交わし、期間満了による借地契約終了に向け、引き続き協議していくことを確認したとのこと。

このうち、借地契約期間が平成32年に満了となる栄町及び幸町の2団地については、URとの協議の結果、建物等を除却し、更地で市に返還する方針を決定したとのこと。

更地返還にあたり、住宅の居住者はURが、市有店舗の賃借人については市

が、移転交渉及び補償費等の支払いを行うこと、市は床面積割合に応じて建物除却に要する費用を負担することなどについて、URと合意したとのこと。

両団地に係る今後のスケジュールとして、除却事業負担金の債務負担行為を設定する補正予算議案を本定例会に上程する予定であるとのこと。

その後、「借地契約の終了に伴う取扱い等に関する覚書」を交わし、平成29年5月頃から居住者及び賃借人に対する説明会を開催して、移転交渉を開始し、居住者及び賃借人の移転が完了した後、除却工事にかかる費用負担契約を締結し、建物等の除却工事を開始する予定であるとのこと。

工事は、平成32年度に完了する予定であり、完了後に土地の返還を受け、除却事業負担金をURに対し支払う予定であるとのことでありました。

以上のような説明に対して、まず、栄町及び幸町のUR団地の敷地を更地返還することに決定した経緯について問われ、これに対して、国の「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、URが策定した「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」において、全面借地方式市街地住宅については、土地所有者への譲渡、または返還を行うという方針が定められた。この方針を受け、URから両団地について、更地での返還か居住者も含めた建物譲渡かの選択肢を提示されたことから、更地返還を選択したとのこと。

また、市有店舗の今後の方針について問われ、これに対して、新たに市有店舗を設ける予定はないとのことでありました。

このほか、URと取り交わした確認書の対象となる各UR団地の住宅戸数及び店舗数について、これらのUR団地の耐震改修の状況について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

報告事項の3 「川口市選挙に関する意識調査に基づく若年層への選挙啓発について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

平成27年7月に実施した「川口市選挙に関する意識調査」の結果、有権者が有効と考える投票率向上のための施策について「学校教育で選挙に関する教育を充実する」が41パーセントと最も高かったことから、今後、有権者となる市内の高校生を対象に、選挙に対する関心を喚起することを目的とした選挙出前講座と、投票行動に結びつけることを目的とした模擬投票を実施しているとのこと。

出前講座では、講義のほかにクイズを行うなど、生徒にわかりやすく楽しんでもらうための工夫をして選挙に関する正しい知識を学んでもらい、模擬投票では、実際に使用している選挙器材を用いて投票を体験してもらっているとのこと。

講座実施にあたっては、市教育委員会、埼玉県選挙管理委員会及び埼玉大学の研究室と連携し、市内の5つの高校に対して7回の選挙出前講座を実施した結果、平成28年10月までに計1,261名が受講したとのこと。

平成28年7月10日に実施された、第24回参議院議員通常選挙における新有権者の投票率は、18歳が52.07パーセント、19歳が43.31パーセントであったとのこと。

全体の投票率は48.29パーセントであり、18歳の投票率は全体の投票率と比較して、3.78ポイント上回ったとのことでありました。

以上のような説明に対して、出前講座を実施する対象学年について問われ、これに対して、原則、高校3年生を対象としているが、学校から要請があれば、1、2年生も実施しているとのことでありました。

このほか、高校3年生の選挙に関する学習機会について、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。

以上で報告を終わります。